

仕様書

1. 件名

成田市立小中学校及び義務教育学校における使用済み GIGA スクール端末等の売払処分

2. 趣旨

本仕様書は、成田市(以下「発注者」という。)が実施する成田市立小中学校及び義務教育学校における使用済み GIGA スクール端末(GIGA スクール構想の下で整備された端末)等の売払処分(以下「本業務」という。)に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めるものである。

3. 目的

GIGA スクール端末を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性が高まっている。また、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されており、適切な処分が必要である。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法(令和5年10月26日付「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分(再使用又は再資源化)等について」)を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

4. 受託条件

- ・ 受注者は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。)第10条第3項の認定(使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、千葉県を含んでいるものに限る。)を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。)に基づく製造事業者であること。なお、入札時・契約時には認定を受けていることを証明する書類(認定証等)を提出すること。
- ・ GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、官公庁等が令和6年度以降に発注したパソコンまたはタブレットの回収、データ消去、運搬及び再資源化その他の処分等に係る業務について、元請として受注し、完了した実績があること。なお、入札時・契約時には処分実績を示す書類(法令に基づき提出している報告書)を提出すること。

5. 業務内容

- ・ 発注者は GIGA スクール端末の残存価値を踏まえ有償で売払を行う。
- ・ 受注者は、発注者の小中学校及び義務教育学校で使用していた GIGA スクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法、又は資源有効利用促進法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。))の広域認定制度によるもの。において認定を受けた受注者の再資源化事業計画に従い、回収した GIGA スクール端末等を再使用、又は確実に日本国内において再資源化すること。

- ・ 受注者は、GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、「12. 処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。データ消去作業の再委託は行わないこと。

6. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年 3 月 31 日まで

7. 引渡し時期

履行期間内の平日(年末年始及び祝日を除く。)9 時～16 時とする。

8. 引渡し対象品

- ・ GIGA スクール端末 iPad(第8世代/Wi-Fi モデル/32GB /シルバー)
※iPad 本体および付属品(充電器・充電ケーブル・キーボード付きケース)
※本体に機器の管理番号等の書かれたシールが貼られているため、取り外して適切に処分すること。
また、キーボード付きケースは、GIGA スクール端末本体に取り付いた状態でも回収を行うこと。
※発注者の責において端末管理・セキュリティ等に関連したアクティベーションロック・MDM・Apple School Manager 等は全て解除する。

9. 予定数量・引渡し場所等

別紙1に記載の内容による。

※記載の台数は GIGA スクール端末本体の台数である。台数はあくまでも想定される目安であり、同数を約束するものではない。また、各付属品についても、GIGA スクール端末と同数を約束するのではなく、回収する GIGA スクール端末台数より多い個数についても回収・処分すること。その際の処分費用は受注者が負担するものとする。

※再使用が困難な故障品・破損品(液晶割れ、通電不可等の動作不良)、水没品、及びリチウムイオンバッテリーの膨張等の危険物該当品等(以下「状態不良品」という。)についても、売払い(有償買取)の対象とする。状態不良品の台数は回収総台数の5%以内を想定しているが、5%を超える場合においても、契約金額の変更の対象とはしない。本内容を踏まえて価格を算出すること。なお、状態不良品の回収、データ消去、及び廃棄処分についても、受注者の費用負担により適正に実施しなければならない。

10. 引渡しの方法

発注者および受注者は、対象品を引渡し日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。受注者は本業務に基づき、引渡しに必要な車両・梱包セット等を手配するものとし、手配にかかる費用及び搬出・運搬費は全て受注者の負担とする。受注者は、引き渡し当日、現地で回収した端末の総台数等を確認した簡易な「物品受領書(別紙2)」を学校等へ交付するものとする。受注者が回収・検品後の端末の状態ごとの数量及び再使用・再資源化区分等を「回収物品内訳書(別紙 3)」にて発注者へ報告すること。なお、状態不良の証明は受注者が行うこと。

また、受注者は事前に「梱包材の組み立て及び端末の収納方法を解説した簡易な取扱マニュアル」を

作成の上、発注者へ提供・共有しなければならない。

11. 契約の方法

- ・本契約は、予定数量1単位あたりの契約単価を定めることによる単価契約とし、端末の回収・検品後、数量及び金額を発注者と受注者で協議のうえで確定し、受注者は契約単価に確定数量を乗じた金額(代金)を納入すること。
- ・納入方法は、発注者が交付した納入通知書により指定金融機関等で納入するか、または発注者が指定する口座へ振り込むものとする。なお、納入期限は令和 9 年3月31日とする。

12. 処分方法

受注者は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- ・「小型家電リサイクル法」又は「資源有効利用促進法」を遵守し、受注者が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分(再使用・再資源化)を実施する。
- ・ GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策(記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等)の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- ・ 処分(再使用・再資源化)にあたっては、発注者が定める成田市教育情報セキュリティポリシーに基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊(基板(ロジックボード)上のフラッシュメモリチップ部分の物理的な穿孔、粉碎等により復元不可能な状態にすること・SSD・eMMC を使用している端末は2mm を目安に粉碎処理すること等)を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- ・ データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名・市の管理番号等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、発注者が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を 5 年間保管し、発注者の求めに応じて開示できるように保存しておき、証明書を一覧表(Excel または CSV 形式の電子データ)で併せて成果物として提出すること。
- ・ GIGA スクール端末を再使用する場合は、発注者が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

13. 業務完了の確認

受注者より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告、契約保証金及び売買代金の入金確認をもって履行されたものとみなす。

14. 協議事項

発注者の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に発注者と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、発注者の担当職員と協議しその指示に従うこと。

15. 留意事項

(1) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。

(2) その他

- ・ 受注者は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- ・ 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、受注者は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- ・ 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は発注者受注者協議の上で最終確定するものとする。
- ・ 受注者は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに発注者へ当該事由の内容及び発注者が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- ・ 引渡し後であっても、本仕様を満たせない(適切なデータ消去が行われない等)ことが判明した場合、発注者は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。
- ・ 本業務に際し、法規上の安全対策は勿論のこと、児童生徒、学校職員及び第三者への事故防止に万全を期すよう本市及び学校と十分協議すること。